年金のはなし No.282

国民年金の保険料額が変わります――

問い合わせ　広島西年金事務所☎082-535-1505
岩国年金事務所☎24-2222
保健医療課☎59-2141

令和2年度は月額1万6540円

前年度の保険料額から130円引き上げとなりました。納め忘れを防ぐためにも、便利でお得な口座振替を利用してください。

20歳になった学生の皆さんへ

納付猶予の制度があります

収入が少なく保険料の納付が困難な学生は、在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例」制度があります。

保険料が未納になっていると、万が一、病気やケガで重い障害が残ったときの障害年金が受け取れないことがあります。しかし、学生納付特例が承認された期間は、障害年金の受給資格要件に含まれます。保険料の納付が困難な場合は、必ず学生納付特例を申請しましょう。

満額受け取るには後払いできる制度の利用を

承認され、猶予された期間は、将来受け取る年金額には反映されません。年金を満額受け取りたい方は、10年間の範囲内で後払いできる追納制度を利用してください。

申請場所

保健医療課、各支所

申請に必要なもの

○マイナンバーまたは基礎年金番号の分かるもの
○本人確認書類（運転免許証など）
○印鑑（スタンプ印は不可）
○学生証（コピー可。ただし、裏面に有効期限、学年、入学年月日がある場合は裏面も含む）または在学証明書（原本）

産前産後期間の国民年金保険料が免除となります

出産予定日の6カ月前から届け出可能です。

「国民年金1号被保険者」は、出産予定月、または出産月の前月から4カ月間（以下「産前産後期間」といいます）の国民年金保険料が免除されます。

なお、多胎妊娠の場合は、出産予定月、または出産月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

産前産後期間として認められた期間は、保険料を納付したものとして将来受け取る年金額に反映されます。

なお、保険料をすでに納付されている場合、産前産後期間の保険料は還付されます。

届け出場所

保健医療課、各支所

届け出に必要なもの

○マイナンバーまたは基礎年金番号の分かるもの
○本人確認書類（運転免許証など）
○印鑑（スタンプ印は不可）
○母子健康手帳（出産前に届け出する場合）

※国民年金1号被保険者とは、国内に居住する20歳以上60歳未満の農業者・自営業者・学生・無職の方などをいいます。（会社員・公務員等の2号被保険者や2号被保険者に扶養されている配偶者は対象となりません）

※出産とは、妊娠85日（4カ月）以上の出産をいいます。（死産、流産、早産された方を含みます）

消費者シリーズ No.227

気をつけて！「キャッシュカードを預かる」という電話は詐欺

問い合わせ
消費生活センター（産業振興課内）☎57-3236
【相談日】火・金曜日（祝日・年末年始を除く）
9時～12時・13時～16時

警察を名乗る男性から、「コンビニで、あなたの銀行口座から50万円引き落とされたのでカードを止めた。すぐ代わりの者を行かせるのでキャッシュカードを預けるように」という電話があった。

電話を切らないうちに男性が訪ねてきたのでカードを渡し、暗証番号を聞かれ教えた。3日後、銀行のサポートセンターから不審な引き出しがあると連絡があり、口座から250万円ほど引き出されていることが分かった。（80歳代　女性）

【アドバイス】

●警察や公的機関、金融機関の職員などが通帳やキャッシュカードを預かったり、暗証番号を聞き出したりすることはありません。このような電話がかかってきたら、すぐに電話を切りましょう。

●もし訪問されても、絶対に通帳やキャッシュカードを渡したり、暗証番号を教えたりしてはいけません。

●少しでも不安に思ったら、すぐに最寄りの警察や消費生活センターなどに相談してください。（消費者ホットライン188）

（国民生活センター発行「見守り新鮮情報313号」より）

迷惑電話防止装置モニター募集

問い合わせ　産業振興課☎59-2131

悪質商法による消費者トラブルは年々増え続けており、被害の多くが電話による勧誘がきっかけです。

迷惑電話防止装置機器のモニターの協力者を募集します。悪質事業者からの消費者被害を防止するため、迷惑電話を事前にシャットアウトするなどの機能を備えたものです。

対　象　①から③の全てに該当する方
①市内在住で、65歳以上の方がいる世帯
②ご自宅の固定電話が番号通知サービス（ナンバーディスプレイなど）を利用している世帯か機器設置までに利用開始できる世帯
③市が行うアンケートに回答できる世帯

モニター期間　4月から令和3年2月末まで

モニター募集数　10台（申込順）

申し込み　4月1日㈬から産業振興課へ郵送または窓口で申込書を提出してください。メール・ファクスでは提出できません。

毎月第一土曜日は「ひろしま環境の日」です。

「ひろしま環境の日」一斉行動

4月のテーマ

やってみようエコドライブ！
～ふんわりアクセル（発進時に5秒間で20km/h）～

家庭で、職場で、できることからはじめましょう。

環境整備課☎59-2154

水環境を守るため、浄化槽の法定検査を―

問い合わせ　環境整備課☎59-2154

浄化槽は、微生物の働きを利用して、水洗トイレや台所などから出る汚水をきれいにし、川や海に流す設備です。

浄化槽には、水洗トイレの汚水だけを処理する単独処理浄化槽と、台所や風呂などの生活雑排水も併せて処理する合併処理浄化槽があり、公共下水道施設の代わりです。

浄化槽の機能を正常に保つため、管理（設置）者には、保守点検と清掃の実施、法定検査の受検など、適切に維持管理する義務があります。

きれいな水環境を守るため、浄化槽の保守点検と清掃を行い、必ず法定検査を受けてください。

●保守点検

浄化槽を正常に機能させるための点検や調整など

●清掃

たまった汚泥の引き抜きや機器の洗浄など

●法定検査

保守点検および清掃の実施状況の確認や浄化槽排水の水質検査など

※法定検査は県が指定した機関が行います。

既設の浄化槽を更新する場合も補助対象に

公共下水道や集落排水処理施設の計画区域外に位置する個人の住宅に、小型合併処理浄化槽を設置する場合に、予算の範囲内で補助金を交付しています。

平成31年4月1日からは、設置者の維持管理の経費を軽減するため、これまでのくみ取り・単独処理浄化槽からの転換や新築時の設置に加えて、既設小型合併処理浄化槽を更新する場合も補助対象です。詳しくは環境整備課へ。

広島県浄化槽維持管理啓発事業
キャラクター
浄化槽くん